

事務連絡
令和5年3月9日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行に係る留意事項について

令和5年1月31日、「農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省令第3号)」及び「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省・国土交通省令第1号)」並びに「畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資を定める件(令和5年農林水産省・国土交通省告示第1号)」(以下「畜舎特例法改正省令等」という。)が公布され、令和5年4月1日に施行されることとなりました。

これを受け、農林水産省及び国土交通省から関係機関に対し、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行に伴う関係部局との連携等について」(令和5年3月8日付け4畜産第2626号、国住指第464号、国住街第230号)が別添のとおり通知されました。

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年法律第34号。以下「畜舎特例法」という。)等の施行に伴う対応については、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律等の施行に伴う消防同意等の対応について」(令和4年2月24日付け消防予第59号。以下「消防同意等対応通知」)により示したところですが、畜舎特例法改正省令等の施行に伴い、下記事項に留意の上、引き続き都道府県の畜産部局及び建築部局と連携していただきますようお願いします。

各都道府県消防防災主管課にあっては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知頂くようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

記

1 畜舎等の対象の拡大について

畜舎特例法改正省令等により、畜舎特例法第2条第1項に定める畜舎等の対象が拡大された。

これまで建築基準法令の規定が適用されていた畜舎等についても、畜舎特例法第3条に基づく畜舎建築利用計画の認定の申請があった場合は、その床面積が3,000平方メートルを超えるものは消防同意等対応通知1、(2)による消防同意が求められることとなり、一方で、その床面積が3,000平方メートル以下のものは消防同意等対応通知2、(1)による都道府県からの資料提供が行われることとなること。

2 消防同意に係る審査について

畜舎等（床面積が3,000平方メートル以下のものを除く。）の畜舎建築利用計画の認定に係る消防同意に当たっては、畜舎特例法改正省令等により、消防同意における審査の対象となる規定の一部が改められていることに留意すること。

消防庁予防課予防係

担当：佐藤、菅野

TEL：03-5253-7523

E-Mail：yobouka-y@ml.soumu.go.jp

別添

4 畜産第 2626 号
国住指第 464 号
国住街第 230 号
令和 5 年 3 月 8 日

各都道府県畜産主務部長 殿
建築主務部長 殿

農林水産省畜産局企画課長
(公印省略)
国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)
市街地建築課長
(公印省略)

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する
省令等の施行に伴う関係部局との連携等について

「農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年農林水産省令第 3 号）」及び「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年農林水産省・国土交通省令第 1 号）」並びに「畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資を定める件（令和 5 年農林水産省・国土交通省告示第 1 号）」（以下「畜舎特例法改正省令等」という。）は、令和 5 年 1 月 31 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日に施行されることとなった。

各都道府県の畜産主務部局におかれては、消防部局、市町村担当部局及び関係団体等に畜舎特例法改正省令等の概要を別紙のとおり周知するとともに、「畜舎特例法の運用における消防部局との連携等について」（3 畜産第 1685 号・国住指第 1497 号）に基づき、引き続き消防部局との連携を図るようお願いする。

また、各都道府県の畜産主務部局及び建築主務部局におかれては、畜舎建築利用計画の認定を円滑に進めるため、引き続き、連携して実施体制の整備等に努めるとともに、必要に応じて、市町村の畜産主務部局又は建築主務部局に情報共有する等連携を図るようお願いする。

なお、今般の改正を踏まえ、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行について」（3 畜産第 1470 - 1 号・国住指第 1460 - 2 号・国住街第 196 - 2 号）を改正するので、その運用に遺漏なきようお願いする。

畜舎特例法改正省令等の概要

1 農林水産省令改正関係

(1) 家畜の飼養の用に供する施設に関連する施設への対象追加（農林水産省令第1条関係）

畜舎特例法第2条第1項の家畜の飼養の用に供する施設に関連する施設として農林水産省令で定める施設に、家畜の飼養の用に供する施設に付随する①畜産経営に必要な貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設、②飼料、敷料その他の畜産経営に必要な物資の保管の目的のために使用する施設（畜産業用倉庫）、③農業用トラクター、トラクターショベルその他の畜産経営に必要な車両の保管の目的のために使用する施設（畜産業用車庫）を追加することとした。

(2) 家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設への対象追加（農林水産省令第2条関係）

畜舎特例法第2条第1項の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設として農林水産省令で定める施設に高さが8メートルを超える発酵槽その他これに類する施設（以下「発酵槽等」という。）を追加し、新たに家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設（屋根及び柱又は壁を有する施設に限る。）に付随する①もみ殻、おがくずその他の家畜排せつ物の処理又は保管に必要な物資の保管の目的のために使用する施設（畜産業用倉庫）、②農業用トラクター、トラクターショベルその他の家畜排せつ物の処理又は保管に必要な車両の保管の目的のために使用する施設（畜産業用車庫）、③発酵槽等に附属する施設であって、発酵槽等を制御するための施設を含むこととした。

2 主務省令改正関係

(1) 畜産業用倉庫及び畜産業用車庫に係る技術基準の整備（主務省令第19条、第24条～第25条関係）

畜産業用倉庫及び畜産業用車庫の技術基準は、現行の畜舎等に係る基準に加え、当該施設における火災時の危険性を考慮し、次に掲げる防火規定への適合を求めることとした。

○ 大規模の畜舎等における空地等（主務省令第19条第1項）

畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等であって、高さが13mを超えるもの（その主要構造部（床及び屋根を除く。）の建築基準法施行令第109条の4に定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）は、当該畜舎等の周囲に延焼防止上有効な空地で当該畜舎等の各部分から当該空地の反対側の境界線までの水平距離が当該各部分の高さ

に相当する距離以上であるものを設けなければならないこととした。ただし、主要構造部を耐火構造等としたものはこの限りでないこととした。

○ 防火壁の設置（主務省令第 24 条第 2 項）

畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²を超える畜舎等又は床面積が 1,000 m²を超える畜舎等であって、その畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²を超えるもの（いずれも耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。）にあつては、建築基準法と同様に防火上有効な構造の防火壁によって 1,000 m²以内ごとに区画しなければならないこととした。

○ 耐火建築物等（主務省令第 24 条の 2 第 1 項）

畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 m²以上である畜舎等又は畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が 150 m²以上である畜舎等は、建築基準法と同様に耐火建築物又は準耐火建築物（畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては、建築基準法施行令第 115 条の 4 に規定する準耐火建築物を除く。）としなければならないこととした。ただし、畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²以下である畜舎等又は畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²以下である畜舎等で、主務省令第 24 条第 1 項各号に掲げる基準に適合し、利用基準（主務省令第 63 条第 1 号から第 8 号まで）を満たすものについては、適用除外とする。

○ 内装制限（主務省令第 24 条の 3）

畜産業用車庫の用途に供する畜舎等は、建築基準法と同様にその用途に供する部分及びこれから屋外への出口に通ずる主たる通路の壁及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の内装を準不燃材料で仕上げなければならないこととした。ただし、畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²以下である畜舎等で、主務省令第 24 条第 1 項各号に掲げる基準に適合し、利用基準（主務省令第 63 条第 1 号から第 8 号まで）を満たすものについては、適用除外とする。なお、建築基準法施行令第 128 条の 5 第 7 項の規定により国土交通大臣が定める畜舎等の部分については、適用しない。

○ 隔壁の設置（主務省令第 25 条第 2 項）

建築面積が 300 m²を超える畜舎等の小屋組が木造である場合において、当該畜舎等のうち畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²を超えるもの又は畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²を超えるものにあつては、建築基準法と同様に小屋裏の直下の天井の全部を強化天井とするか、又は桁行間隔 12m 以内ごとに小屋裏に準耐火構造の隔壁を設置しなければならないこと等とした（主務省令第 25 条第 2 項）。

(2) 畜産業用倉庫及び畜産業用車庫に係る利用基準の整備（主務省令第 63 条関係）

畜産業用倉庫及び畜産業用車庫の利用基準は、原則として現行の畜舎等に係る

基準と同一とするが、建築基準法の防火規定より緩和された基準（主務省令第24条第1項本文、第24条の2第1項ただし書、第24条の3第1項ただし書又は第25条第1項本文の規定）の適用を受けるものについては、現行の主務省令第63条第1号から第7号までに規定する利用基準のほか、追加で、次に掲げる利用基準への適合を求めることとした。

- ① 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあつては、床面積500㎡以内ごとに1以上の避難口が特定されていること。ただし、避難上有効に直接外気に開放されたものについては、この限りではない。
- ② 認定計画実施者は、災害時の避難に支障を生じさせないように、採光を充分にすること。
- ③ 認定計画実施者は、火気を使用しないこと。
- ④ 認定計画実施者は、消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行うこと。
- ⑤ 認定計画実施者は、畜産業用倉庫の用途に供する部分については、当該部分に保管しても防火上支障がない物資として主務大臣が定めるもの（以下「畜産業用物資」という。）並びに畜産業用車庫の用途に供する部分については、当該部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資として主務大臣が定めるもの（以下「畜産業用車両等」という。）以外のものを保管しないこと。
- ⑥ 認定計画実施者は、畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管すること。
なお、同条第4号の規定において、畜産業用倉庫、畜産業用車庫及び堆肥舎で避難上有効に直接外気に開放されたものについては2以上の避難口が特定されていることを求めないこととした。

（3）発酵槽等に係る技術基準及び利用基準の整備（主務省令第60条の3、第63条関係）

発酵槽等の敷地及び高さについては、畜舎等（発酵槽等を除く。）と同様に敷地が市街化区域及び用途地域に属さないこと、高さが16m以下であることとした。

発酵槽等の技術基準として、当該施設の構造安全性等を確保するため、主務省令第7条、第16条、第17条、第18条第1号、第28条、第31条、第35条及び第87条第2項（第31条に係る部分に限る。）の規定を準用するとともに、次に掲げる基準に適合しなければならないこととした。

- ・ 原則、組積造及び無筋コンクリート造以外の構造とすること。
- ・ 建築基準法施行令第141条第2項において準用する同令第139条第1項第4号イの規定により国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

また、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号の2に規定す

る特定用途制限地域内において、発酵槽等が条例で制限が定められた用途に供する工作物に該当する場合には主務省令第 52 条、第 53 条、第 55 条第 5 項、第 58 条第 1 項及び第 9 項並びに第 62 条の規定を準用することとした。

なお、発酵槽等の利用基準は、主務省令第 63 条第 6 号の規定に適合することのみを求めることとする事とした。

(4) 畜産業用倉庫及び畜産業用車庫に係る畜舎建築利用計画の記載事項の追加（主務省令第 66 条関係）

畜舎建築利用計画に畜産業用倉庫及び畜産業用車庫が含まれる場合にあつては、当該施設に保管する物品の種類及び当該施設の敷地又はこれに隣接し、若しくは近接する土地に建築等がされ、かつ一体的に利用する家畜の飼養の用に供する施設及びその関連施設並びに家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設（発酵槽等を除く。）の所在地を申請時の計画記載事項に追加することとした。

(5) 畜産業用倉庫及び畜産業用車庫に係る畜舎建築利用計画の認定基準の追加（主務省令第 70 条関係）

畜舎建築利用計画に畜産業用倉庫及び畜産業用車庫が含まれる場合にあつては、家畜の飼養の用に供する施設及びその関連施設並びに家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設（発酵槽等を除く。）の敷地又はこれに隣接し、若しくは近接する土地に建築等が行われること及び保管する物品が畜産経営のために必要なものであることを認定基準に追加することとした。

(6) 畜産業用倉庫及び畜産業用車庫並びに発酵槽等に係る畜舎建築利用計画の軽微な変更の追加の追加（主務省令第 73 条関係）

畜舎建築利用計画に畜産業用倉庫及び畜産業用車庫が含まれる場合において、(4) の記載事項の変更を軽微な変更追加することとした。また、発酵槽等にあつては、発酵槽等の配置図における位置の変更を軽微な変更追加することとした。

(7) 畜産業用倉庫及び畜産業用車庫に係る利用の状況の報告（主務省令第 91 条関係）

畜産業用倉庫及び畜産業用車庫について行う定期的な利用状況報告には、当該施設内における物品の保管状況を明らかにする写真を添付しなければならないこととした。

3 主務告示制定関係

(1) 畜産業用物資について

2 (2) ⑤の畜産業用物資は、次の①から⑧までに掲げるものとした。

- ① 飼料
- ② 敷料
- ③ 飼育ケージ、動物用医薬品その他の家畜の飼養管理に必要なもの
- ④ 肥料、農薬その他の飼料の生産に必要なもの
- ⑤ もみ殻、おがくずその他の家畜排せつ物の処理又は保管に必要なもの
- ⑥ 消毒薬、消毒設備（消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備をいう。）その他の家畜の伝染性疾病の発生予防又はまん延防止に必要なもの
- ⑦ 畜舎等又はその設備の維持に必要な資材又は工具
- ⑧ （２）①～③までに掲げるもの

（２）畜産業用車両等について

２（２）⑤の畜産業用車両等について、畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両は農業用トラクター、トラクターショベルその他の畜産経営に必要な車両とし、当該部分に保管しても防火上支障がない当該車両の使用に必要な物資は、次の①から③までに掲げるものとした。

- ① 当該車両の燃料（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 9 条の 4 に定める指定数量の 5 分の 1 未満のものに限る。）
- ② 当該車両の修理又は整備に必要な部品又は機械器具
- ③ 当該車両にけん引される農業用機械器具